

独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程

	平成15年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	20号
改正	平成15年10月31日		独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	53号
改正	平成17年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	102号
改正	平成18年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第113号
改正	平成19年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第129号
改正	平成20年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第140号
改正	平成21年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第184号
改正	平成21年	6月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第188号
改正	平成21年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	192号
改正	平成22年12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	208号
改正	平成24年	3月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第227号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(役員給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、単身赴任手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(給与の支給)

第3条 役員給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には当該各号に掲げる日を支給定日とする。

(1) 17日が日曜日に当たるとき、その前々日（その日が休日に当たるときは18日）

(2) 17日が土曜日に当たるとき、その前日

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。

理事長 935,000円

理事 776,000円

監事 701,000円

(地域手当)

第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。

以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 地域手当の月額、本給月額に、東京都特別区に在勤する役員にあっては100

分の18を、大阪府大阪市に在勤する役員にあっては100分の15を乗じて得た額とする。

- 3 役員がその在勤する地域を異にして異動した場合及び国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員になるため退職し、かつ引き続いて役員になった場合（これらの役員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き6箇月を超えて在職していた場合その他理事長が当該場合との権衡上必要があると認める場合）に、異動後の地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に受けていた地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該役員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間、一般職給与法第11条の6及び第11条の7の規定に準じて地域手当を支給する。

（単身赴任手当）

第6条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった役員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする役員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（別に定めるところにより算定した役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である役員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される役員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める役員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前4項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤

手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める。

（特別手当）

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じ、別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した常勤の役員（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員となった者を除く。）についても同様とする。

2 特別手当は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受ける本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の4第2項及び同法第19条の7第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者に適用される期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額に在職期間を勘案して別に定める基準に従って支給する。ただし、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考とし、100分の10以内の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

3 前項に規定する在職期間には、国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

4 特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において「各庁の長」とあるのは「理事長」、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読み替えるものとする。

（非常勤役員手当）

第9条 非常勤の役員の手当は、次のとおりとする。

理事の場合 月額 94,000円

監事の場合 月額 94,000円

（月の途中で就任又は退任した場合の給与）

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与（単身赴任手当、通勤手当及び特別手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、給与の月額の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの週休日以外の日の数を乗じて得た額を給与の月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退任した役員に対する退任当月分の給与を支給する場合は、給与の月額の日額に、その者が退任した日の翌日から月の末日にいたるまでの週休日以外の日の数を乗じて得た額を給与の月額から控除する。ただし、死亡し

た者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与の月額的全額を支給する。

（給与の日額）

第 1 1 条 前条に規定する給与の日額は、給与の月額を当該月の週休日以外の日で除して得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から適用する。
- 2 適用日の前日に特殊法人日本芸術文化振興会の役員であった者であって、引き続き適用日に独立行政法人日本芸術文化振興会の役員となった者の第 8 条第 2 項の在職期間の算定については、特殊法人日本芸術文化振興会の役員であった期間を独立行政法人日本芸術文化振興会の役員の在職期間とする。
（経過措置）
- 3 平成 1 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する役員（施行日後に任期満了し、再び役員に任命された場合を除く。）で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 4 前項の規定による本給を支給される役員に関する役員給与規程第 5 条第 2 項の規定については、役員給与規程第 5 条第 2 項中「本給月額」とあるのは「本給月額と独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程附則第 3 項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 項及び第 7 条の改正規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 1 5 年 1 2 月に支給する特別手当に関する特例措置）
- 2 平成 1 5 年 1 2 月に支給する特別手当（以下、この項において「期末手当等」という。）の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程（以下、この項において「役員給与規程」という。）第 8 条及びこの規程による改正後の役員給与規程に係る改正後の役員給与規程実施細則第 3 条の規定により算定される期末手当等の額（以下、この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下、この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは期末手当等は支給しない。
 - (1) 平成 1 5 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき本給、本給の特別調整手当、通勤手当及び単身赴任手当の合計額に 1 0 0 分の 1 . 0 7 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職

しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当等の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程(以下この項において「役員給与規程」という。)第8条及びこの規程による改正後の役員給与規程に係る改正後の役員給与規程実施細則第3条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは期末手当等は支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本給、本給の特別調整手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末手当等の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(平成19年3月31日までの読み替え)

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成18年度においては、「100分の18」を「100分の13」と、「100分の15」を「100分の11」に読み替える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの読み替え)

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成19年度においては、「100分の18」を「100分の14」と、「100分の15」を「100分の12」と読み替える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成21年3月31日までの読み替え)

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間は、「100分の18」を「100分の16」と、「100分の15」を「100分の13」と読み替える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの読み替え)

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間は、「100分の18」を「100分の17」と、「100分の15」を「100分の14」と読み替える。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する特別手当の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程（以下この項において「役員給与規程」という。）第8条及びこの規程による改正後の役員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程実施細則第3条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに役員となった者にあつては新たに役員となった日）において役員が受けるべき本給、地域手当、単身赴任手当（役員給与規程第6条第2項に規定する別に定める額を除く）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する特別手当の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程（以下この項において「役員給与規程」という。）第8条及びこの規程による改正後の役員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程実施細則第3条の規定

にかかわらず、これらの規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき本給、地域手当、単身赴任手当（役員給与規程第6条第2項に規定する別に定める額を除く）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間のある月の数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成24年6月に支給する特別手当の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき本給、地域手当及び単身赴任手当（役員給与規程第6条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、11（平成23年4月から平成24年2月までの間に在職しなかった期間がある役員にあつては、11から当該期間のある月の数を減じた数）を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1日において役員であつた者に同月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月1日において役員であつた者に同月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額